令和３年度「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和３年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて令和４年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意　　見	措　　置
１	ウイルス感染防止のため、コップ等の衛生を保持する対策を講じられたい。	塩素系消毒液による消毒や手洗いに関する教養を行い、衛生保持対策を講じました。
２	洗面用具の棚が古いことから、衛生的に使用できるよう、改善措置を検討願いたい。	棚板部分に取り外し可能なプラスチック板を設置し、改善措置を完了しました。
３	コップの区別がつかないことから、取り違え防止のため、改善措置を検討願いたい。	コップに用途を表示し、改善措置を完了しました。
４	看守の動線に危険箇所があるので、接触を防止するため、改善措置を検討願いたい。	備品の配置換えを行い、改善措置を完了しました。

令和５年６月
北海道警察本部留置管理課